

千葉県立船橋夏見特別支援学校 「いじめ防止基本方針」

1 基本理念

いじめの防止等のための対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように、環境を整えることを行わなければならない。また、全ての生徒はいじめを行わず、他の生徒に対して行われているいじめを認識しながら、放置してはならない。さらに、いじめを受けた生徒及びいじめを受けた生徒を助けようとした生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、学校と地域社会、保護者、家庭その他関係者との連携の下、いじめ防止及び早期発見に努める。

(1) いじめの定義 「いじめ防止対策推進法 第二条より」

「生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」

(2) いじめ禁止（いじめの見過ごしの禁止）

生徒は、いじめを行ってはならない。教職員はいじめを見過ごしてはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体で、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 学校いじめ対策組織

(名称) 「千葉県立船橋夏見特別支援学校 いじめ防止対策委員会」

(構成) 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導部、学部主事、学年主任、担任 養護教諭、教育相談、特別支援教育コーディネーター

※協議や対応する内容に応じて、外部関係機関（警察、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）保護者の代表等、参加構成員について柔軟に対応する。

(役割)

- いじめの相談・通報を受ける窓口とする。
- 定期的なアンケート調査（7月・12月）や定例会議の開催を実施する。いじめに関する情報や問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに関わる情報等があったとき、いじめの事実が認められたときには、緊急会議を開き関係の生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定等迅速に対応をする。
- いじめや生徒の諸問題に関する校内研修の企画立案
- 学校いじめ防止基本方針の見直しや策定

3 いじめの未然防止

- 生徒に対して、学級活動等の時間でいじめ防止に関するリーフレット等を用いて啓発活動に努める。また、保護者に対しても資料等を配布し周知に努める。
- 教職員は、生徒に対して不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言）をしない。また、生徒と接する際（移動支援やトイレ介助等、生徒を抱きかかえる動作）には、安心安全な対応に努める。
- 生徒一人一人が活躍できる機会を設け、それぞれが自己有用感を高めることのできる授業展開に心がける。また、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導に努める。
- 「いのちの大切さ」等をテーマに、いじめの問題について考え、議論する時間を、学級活動や道徳、総合的な学習（探求）の時間等の年間指導計画に位置づけ、教育課程ごとに年数回、実施する。
- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

4 いじめの早期発見

- (1) いじめの早期発見に対応するために、定期調査をとして学校生活（いじめ）アンケート調査 年2回（7月・12月）実施する。
- (2) 教育相談、養護教諭を中心とした相談窓口「しゃべりば」の実施（年6回）
- (3) 個人面談や家庭訪問等の機会を活用して、学校での悩みや心配事等を事前に把握する。
- (4) 日頃から生徒の行動を注意深く見守る。必要に応じて、個別面談等を実施する。また、連絡帳等で保護者と情報共有に努める。
- (5) いじめ防止に関するポスターの掲示や教育相談に関する文書配布するなど、啓発活動に努める。
- (6) 生徒に関する情報交換を職員間で密に行う。

5 いじめの相談・通報

- (1) 生徒及び保護者は、いじめに係る相談を行うことができる。相談窓口としては、すべての教職員がそれに対応し、その後「いじめ防止対策委員会」の構成員に報告する。
- (2) 学校になかなか話すことができない状況であれば、外部の相談機関を利用するように促す。
- (3) いじめの傍観者とならないために、いじめについて相談したり通報したりすることは重要であると生徒に指導する。（いじめゼロ子どもサミット はなす勇氣 等）

<外部相談機関>

千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446（24時間・休日も受付可）
子どもの人権110番	0120-007-110（月～金 9:00～16:00）
船橋市 青少年センター	047-431-3749（月～金 9:00～16:00）

6 いじめを認知した場合の対応

いじめに関する事象を発見した教職員は、速やかに生徒指導部に報告をする。生徒指導部は、「いじめ防止対策委員会」を開き、事態の情報収集に努め、関係者（担任等）に迅速な対応を指示する。

<いじめに対する措置（指導）>

（１）いじめが疑われる事案が発生した場合、校内の連絡体制は、以下のようにする。

発見者 → 生徒指導部 → 教頭 → 校長
→ いじめ防止対策委員会 → 全教職員

- ・報告する時には、具体的に「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」等、明確に伝えること。同時に、記録をすること。
 - ・管理職への報告を行ったあと、「いじめ防止対策委員会」を開催し、事実確認及びその後の対応について話し合う。
- （２）いじめに係る相談・通報を受けた教職員は、被害者や加害者、周辺の生徒から個別に事実確認の聴取を行う。聴取については、管理職の指示の下、担任や生徒指導部、教育相談、養護教諭等状況に応じて、適切な教職員が対応する。聴取の記録は、時系列にまとめ保存し、暴言や威圧的な聴取は行わない。
- （３）いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめ防止対策委員会において被害者の保護、加害者への指導等の対応について決定する。同時に、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援（徹底して守り抜くことを伝え、今後の対応についての説明等）を第一に考え、迅速な対応に努める。
- （４）いじめの事実の調査結果については、いじめ防止対策委員会で正しく共有した上で、被害生徒とその保護者に情報を提示する。また、加害生徒とその保護者にもいじめの事実を通知する。
- （５）いじめを受けた生徒が安心して学校に通えるように、養護教諭や外部専門家等と連携を図りながら、生徒の心のケアおよび保護者への支援に努める。また、状況によっては、補習や別室登校等も含めて対応できるようにする。
- （６）傍観者の生徒や面白がったり、はやし立てたりしていた観衆の生徒たちも、いじめに加担していることと同じであることを指導する。同時に、いじめから目をそむけない「止める勇気」、誰かに相談する「はなす勇気」を持つように伝える。
- （７）いじめの加害者が被害者や通報者に圧力をかけることのないよう、授業時間外も生徒一人一人の言動を注意深く見守る。教育上必要があると認められるときは、被害生徒や通報者の保護を第一に考え、加害生徒に対して適切な措置（保護者の了解のもとに、一定期間、別室で学習をする等）を講じる。また、その保護者への助言も行う。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは「いじめ防止対策推進法 第二十八条」による

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な損害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合)

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とする)

(2) 重大事態が発生した場合の対応と連絡体制

<学校内>

発見者 → 生徒指導部 → 教頭 → 校長

<教育委員会>

校長→学校安全保健課(043-223-4089)→教育庁→知事

→指導課(043-223-4052) 特別支援教育課(043-223-4047) 体育課(043-223-4102)

尚、一報後は改めて文書による報告をする。

<対応>

○重大事態が発生した場合、上記の連絡体制に従って、速やかに報告をする。また、必要に応じて警察等の関係機関に通報する。

○「緊急いじめ防止対策委員会」を開き、当該事案に対する調査組織を設置する。なお、組織構成については、専門的知識及び経験を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることとする。具体的な人選は教育委員会と協議の上、速やかに行う。

○調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。いじめ行為の事実関係を可能な限り明確にする。たとえ、学校側に不都合なことがあったとしても、事実により向き合い対応する。

○調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して事実関係、その他必要な情報を適切に提供する。なお、関係者の個人情報には十分に配慮する。

○上記調査結果を教育委員会に報告する。

○改めて、「緊急いじめ防止対策委員会」を開き、調査後の方針を決定し敏速に必要な措置を講じる。学校だけで問題を解決しようとせず、関係機関と連携して対応する。

8 公表・点検・評価等

○「学校いじめ防止基本方針」をホームページで公表する。

○年度ごとに学校いじめ防止基本方針の見直しを実施する。

○いじめ問題への取り組みについて、学校評価の評価項目に設定する。

○いじめ防止委員会において、いじめに関する統計や分析を行い、これに基づいた対応を検証する。